

コンビニエンスストア納付にかかる Q&A

Q1 コンビニエンスストアで納付することのできる税目はなんですか？

A1 町県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税です。
介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、町営住宅使用料は納付できません。

Q2 コンビニエンスストアで納付する場合、手数料はかかりますか？

A2 町が負担しますので、手数料はかかりません。

Q3 届いた納付書がバラバラです。なぜですか？

A3 コンビニエンスストアでは、ブック式（冊子）タイプの納付書は取扱いできませんので、単票（1枚単位）に変更になりました。納付の際は期別や納期限を確認し、納める納付書のみを支払窓口にお出してください。また、紛失しないようご注意ください。

Q4 1期分を納めるのに間違っ2期分を納めてしまいました。1期分を納めたことに変更してもらえますか？

A4 変更はできません。1期分が未納の場合、督促状が送付され督促手数料が加算されます。期別をご確認のうえ納付してください。

Q5 コンビニエンスストアで納めようとしたら「この納付書は取扱いできません」と断られました。

A5 以下の納付書については、コンビニエンスストアでは使用できません。金融機関の窓口で納付してください。

- ・バーコードが印字されていない納付書
 - ①令和4年3月31日までに発行した納付書
 - ②納付書に記載された金額が30万円を超える納付書
- ・介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、町営住宅使用料の納付書
- ・金額を訂正した納付書 ・納期限を過ぎた納付書
- ・ホチキスでとじた納付書 ・ミシン目を切り離れた納付書
- ・破損、汚損等によりバーコードが読み取れない納付書
- ・再発行納付書等に記載されているコンビニ利用期限を過ぎた納付書

Q6 納付書に記載されている納期限を過ぎてしまいました。コンビニエンスストアで納付したいのですが？

A6 再発行が必要です。税務課までご相談ください。

Q7 バーコードがある納付書はコンビニエンスストア以外では使用できないのですか？

A7 今までどおり、金融機関等でも使用できます。利用しやすい方法で納付してください。

Q8 コンビニエンスストアで納付したあと、税務課の窓口で「納税証明書」を申請したところ、「未納」といわれました。

A8 コンビニエンスストアで納付した場合、町で納付確認ができるまで10日から20日かかる場合があります。納税証明書がすぐに必要な場合は、「領収証書」を持参して税務課窓口で申請してください。

Q9 軽自動車税をコンビニエンスストアで納付した場合、車検用の納税証明書はもらえますか？

A9 軽自動車税の納付書の右側に「納税証明書（継続検査用）」がついています。コンビニエンスストアで納付し領収印を押印後使用できます。再発行納付書等には納税証明書（継続検査用）がついていませんので、領収証書を持参のうえ税務課窓口で交付申請が必要になります。

Q10 コンビニエンスストアで納付したのに督促状が届きました。

A10 督促状は納期限後20日以内に送付することになっています。納期限内に納付された場合でも、納付のタイミングにより、町で納付確認ができない場合があります。行き違いで送付されることがあります。